

上作延地区住居表示検討委員会・小委員会（第3回） 摘録

日 時 令和3年11月25日（木）午前10時～午前11時15分

場 所 上作延町会会館

出席者 上作延町会：浅田幾美（委員長）、水科宗一郎（副委員長）

齐藤安男、三田敏幸、金子貞視

事務局 戸籍住民サービス課：田中課長補佐、平山、萩本

【議題1】第2回小委員会の検討内容の確認について（資料1）

○事務局から第2回小委員会の摘録内容を説明し、全委員が承認。

【議題2】町の区域の合理化について（資料2）

○事務局から「住居表示に関する法律」に規定されている町の区域の合理化の法的根拠及び町の区域の合理化の考え方（3つの方向性）を提示、説明した。

委員長：町界の線が道路でないところをどう考えるか。既存の町界のままか、変更するのか。

委員：資料の a.（向ヶ丘を大きく上作延に取り込む）はまず無理ではないか。

委員：b.（向ヶ丘の一部区域を上作延に取り込む）も無理ではないか。

委員：敷地の上に町界が引かれているところを道路に引き直した場合に、上作延に取り込む建物が何件になるのかが分からないと検討できない。

委員長：事務局で敷地の上に町界が通っている箇所はどれくらいあるか分かるか。

事務局：町界が敷地の上にかかっているお宅は3件くらいである。それ以外は道路や筆界の上を通っている。町界が敷地や建物にかかっているお宅だけを修正するのではなく、町界が民地の境を通っているところも道路等に修正することが望ましい。

事務局：b. の最小限の範囲で公道によって町界を引く考え方では、対象の建物は30件（世帯数は50件くらい）くらいを見込んでいる。

委員：それは a. の場合ではないのか。

事務局：b. の見込み数である。町界が敷地の中を通っている数件だけを公道に修正するのは c. に近い考え方であり、町の区域の合理化としての効果は小さく現状とさほど変わらない。

委員：資料にある鹿島田の町界線を合理化した時の話し合いの記録はないか。

事務局：記録は残っていない。

副委員長：c. の方向性のよう、現状のままの町界で住居表示を実施するのは可能なのか。それとも法律違反ということになるのか。

事務局：法の規定は努力規定である。地域によって様々な状況があるから住居表示に併せて町界を見直せるならなるべく見直す努力をするべきと規定し、あとは見直しの判断を自治体や地域に委ねている。

副委員長：上作延と向ヶ丘はこれまでいろいろな経過があるので、上作延ひとつに集約はできない。検討したうえで最終的には現状の町界のままでも住居表示は実施できるという認識でよいか。

事務局：その認識で構わない。資料2の合理化の選択枝に c. の方向性があるのはそういうことである。

副委員長：現状認識はできた。今後は問題点を洗い出し、交渉をどうするかという流れであろう。

事務局：今回は、考えられる町界の見直しを資料で確認、承認していただき、その後に対象住民へのアプローチをどうするかを議論することによいか。

各委員：それでよい。

【議題3】その他

- 小委員会の第4回を（令和3年12月8日（水）午前10時）上作延町会会館で開催することを決定。